

# 電気式生ごみ処理機購入者に 補助金を交付します

町では、生ごみの減量化を図るため「電気式生ごみ処理機」を購入した方を対象に補助金を交付しています。ぜひ積極にご活用ください。

## 1 対象者

町内に住所を有する方（企業・団体は除く）

## 2 対象製品

平成21年8月1日以降に購入した電気式生ごみ処理機が対象です。

## 3 補助額

電気式生ごみ処理機購入経費（消費税を除く）の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨

て）。ただしその額が5万円を超える場合は、5万円を限度とします。

## 4 申請期間

平成22年3月31日（水）まで

## 5 申請方法

補助金交付申請書と補助金請求書に必要事項を記載し、販売業者から交付された受領書を添付して申請していただきます。

申請用紙は役場町民福祉課にあります。

## 6 申し込み・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

# 地球温暖化防止に向けて エコドライブ10の勧め

地球と財布に優しいエコドライブを始めましょう！一人ひとりのドライバーの心掛けで地球環境を守りましょう！

## 1 ふんわりアクセル「eスタート」

優しい発進を心掛けましょう。

## 2 加減速の少ない運転

車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

## 3 早めのアクセルオフ

エンジブレーキを積極的に使いましょう。

## 4 エアコンの使用を控えめに

気象条件に応じて小まめに温度・風量の調節を行いましょう。

## 5 アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。

## 6 暖機運転は適切に

エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。

## 7 道路交通情報の活用

出掛ける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害などの情報をチェックしましょう。

## 8 タイヤの空気圧を小まめにチェック

タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

## 9 不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物を積まないようにしましょう。

## 10 駐車場所に注意

渋滞などを招くため、違法駐車はやめましょう。エコドライブについて詳しくは次のページで

<http://www.team-6.jp/ecodrive/>

問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

# ご協力 ください！「電子申請システム」手続き追加についてのアンケート

県では24時間365日「電子申請サービス」を県民の皆さん、事業者の皆さんに提供しています。

このシステムをさらに便利にご利用いただけるよう「皆さんにとって身近な手続き」の追加に向けたアンケート調査（所要時間3分程度）を県のホームページ上で実施しています。期間は2月28日（日）までです。

期間中に県のホームページ「電子申請」にお入りいただき、アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で「安

心、おいしい、いわての雑穀 岩手県産十二穀」または「小岩井農場マドレーヌ」をプレゼントします。ぜひご協力ください。

岩手県電子申請ポータル

検索

<https://shinsei.e.pref.iwate.lg.jp/uketuke/index.jsp>

問い合わせ先…県庁IT推進課 ☎019-629-5247

# 登録を進めています 「災害時要援護者支援プラン」

## 1 災害時要援護者支援プランの概要

町では、災害が発生した際に、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする方々の名簿登録を進めています。

町はこの名簿を開示し、地域での見守りと、災害が発生したときに支援が受けられる仕組みづくりを図っていきます。

## 2 災害時要援護者とは

災害が発生した際に、家族等の支援が受けられない、または家族だけでの支援が困難で、第三者の援助が必要と想定される方を「災害時要援護者」といいます。

具体的には次のような方で、家族等の支援が困難な方を対象とします。

- 1 要介護度3以上の在宅生活者等
- 2 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方
- 3 在宅の身体障がいのある方（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）
- 4 在宅の知的障がいのある方（療育手帳A）
- 5 その他援助を必要とする方

## 3 避難支援者について

災害が発生した時に、要援護者に災害情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援に心掛けていただく方を「避難支援者」といいます。

いざというときすぐに支援ができるように、避難支援者は要援護者の近所の方々をお願いしたいと考

えています。決して責任を伴うものではありません。普段から近所付き合いに心掛けていただき、その中で支援していただければ結構です。

申請者は申請書を提出する際に、自ら避難支援者を見つけていただき、合わせて登録を行うこととなります。



災害時要援護者支援プランの登録申請書

## 4 名簿への登録は

名簿へ登録するためには、申請書の提出が必要となります。

作成された名簿は、申請者が住んでいる地区の民生委員や自主防災会、消防団などと消防分署にお渡しし、災害発生時の見守りや支援体制を整えるために活用していただきます。

なお名簿には個人情報に掲載されますので、申請書の提出時には情報提供してもよいという本人の同意が必要になります。

## 5 申請書の提出先

登録を希望される方は、申請書に記入の上、役場町民福祉課に提出してください。

◎提出・問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

# 公用車(中型バス)を 「せり売り」で公売します

公売物件…35人乗りバス1台

最低売り払い価格…350,000円（税別）

せり売りの日時…2月18日（木）10：00～

せり売りの場所…役場2和室

売却物件の公開…2月2日（火）～17日（水）

9：00～16：00

## せり売りの参加資格

事前に参加申し込みが必要です。詳細については町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578



公売される中型バス